

Capt. L. L. Janes と熊本洋学校(1)

古 田 榮 作

拙稿 G. F. ヴァーベック論(2)で、ヴァーベックの斡旋によって来し、官立学校諸学校での教職の地位に就いた「お雇い外国人」が少なからずいたことを論究した。熊本洋学校に招聘された Capt. L. L. Janes はその代表的な人物の一人であった。

Capt. L. L. Janes の熊本洋学校への招聘は、次のような経緯があったと言われている。熊本洋学校の倡方の任を、明治三年五月の藩政改革に伴う、すでに設立されていた洋学校の暫置置との藩廳の決定により、解任された岡田攝蔵・野々口爲志両名が藩知事細川護久の「欧米の長所を採り、文化を進めむ¹⁾」意を受けて「洋学の方は是に反し、藩の力を以て奨励せねば、到底熊本にては修業することは不可能である²⁾」と、時の少参事山田武甫に「(新しい) 洋学校設置と西洋人教師の雇聘³⁾」を勧めていた。藩庁での評議では新しい洋学校設置については異議が出されなかったが、西洋人雇聘については「攘夷家が全く撲滅せぬ處に、洋人を雇ひ熊本に居住せしめたらば、如何なる珍事を惹起せむも計られず⁴⁾」との消極論も根強く、決定には至らなかった。ヴァーベックが米国留学の斡旋をし、慶応二年から米国に留学していた横井小楠の甥横井左平太・太平の兄弟のひとりの太平は彼地で病に罹り、帰国して長崎に滞在していたが、熊本での評議の趣を伝聞し、憤慨して帰熊し、権大参事米田虎雄に面謁して、新しい洋学校の急務なることを勧説し、「熊本にて攘夷家の跡を絶つを待つは、猶ほ百年河清を待つが如し、亜米利加の如き開明國にすら、尚ほ排外思想家は多き位にて、其を顧慮するには及ばぬ。洋人を雇聘せざれば、完全なる教育を施すことは出来ぬ⁵⁾」と説いて西洋人雇聘が決定し、洋学校再開が確定した。更に太平は雇聘する西洋人教師について「今東京などに渡來せる西洋人を雇はゞ、給料は安く便利のやうだが、人物の点は疑はしいから、其内より學校教師を選出するには困難である。且つ現今熊本にては、公式の改革に従事中だから、米国の非役士官を雇入れ、學校教育の傍、兵式改革の顧問役たらしめたならば、一舉兩得である。凡そ西洋の士官は、風紀嚴正なる上、多少學問して居らぬ者はないから、給料は少しく高くなるとも、之を雇聘するのが適當であらう⁶⁾」勧告し、藩議もこれに従った。藩の意を受けて太平は東京に赴き、ヴァーベックにその斡旋を依頼したのである。

ヴァーベックの外国人教師招聘幹旋はニューヨークのアメリカン・ボードを介して行われていたので、アメリカン・ボードへの彼の書簡にその状況を垣間見てみよう。

①ヴァーベックが1870年8月20日付のニューヨークの神学博士 J. M. フェリス師宛の書簡の「沼川（＝横井太平）の努力で肥後藩主の所に行く青年の同じような申し出を受けました。……肥後藩は米国陸軍の退役中（大）尉を招聘したいが条件としては夫人同伴の既婚者を望んでおります。うまくできるなら、こうした人物をさがして頂きたいのです。しかしこれはただちにこちらの意向を伝える程度で次便にて、沼川とわたしが、確定的な詳細をお知らせいたします。俸給は2400ドルから3000ドルの間です。しかし、もし夫人同伴の場合には3600ドルとなるわけで、12月の終りまでに、当地に着くよう要望されております。」との記載がある。⁷⁾

②1870年9月21日付のニューヨークの J. M. フェリス博士宛の書簡の「英語と科学の教師、もしできるならば退役軍人で、一申し上げるまでもなく一良識ある既婚者で、こるまでもれは肥後藩の英学校のため、契約は3カ年で月給250ドル又は300ドル、それに住宅付（前述の如く、今先方より要求がありました⁸⁾。）」とあり、

③1870年11月23日付のニューヨークの神学博士 J. M. フェリス師宛の書簡の「一人の教師（もしできるならば退役軍人で既婚者）肥後藩のため（沼川よりの依頼⁹⁾。）」とみえ、

④1871年3月22日付のニューヨークの神学博士 J. M. フェリス宛の書簡の「わたしの以前の学生の一人で沼川の友人が一ヵ月以上前に長崎から当地に来て、お願いしてあった人を迎え、彼等の国へ案内することになりました。藩主もまた、ずっと彼の来るのを待っています。彼等は彼が一日来日するのがおくれれば、おくれるだけ損失であると感じているようです。しかし、わたしはあなたのご厚意によって、今月の手紙で誰が何時きてくれるのか聞けるだろうと信じております。」¹⁰⁾と、やや苛立ったものが現れ、

⑤1871年5月20日付の神学博士 J. M. フェリス師宛の書簡の「肥後のために要求された紳士に関しては、わたしはあなたに一昨年の手紙であなたの申し出の『最初2400ドルまたは3000ドル』と述べられた俸給に限定する必要がないと書いたと思いますが、それを三年間、年3600ドルとすることができました。そしてわたしの権限で旅費も400ドルの代りに実費としました。これは妻帯者が独身者よりも一そう費用がかかることを考慮してのことです。もしこれらの好条件でも立派な適任者を得ることができないならば、次のような方法で好条件にすることを保証してもよいのです。すなわち、第一年目は月300ドル、第二年目は350ドル、そして第三年目は400ドル、これは年当り3600ドル、4200ドル、及び4800ドルです。これはわたしがやりおせると考える最上の条件であります、それは絶対に必要とされる場合に限りです。当地では、やや劣っている人々ですが、月200ドルで沢山雇うことができます。それは事実で、特に品性の点で、やや劣っていますが、それは英語の初歩を短期（六ヵ月）契約で教えることになるでしょう。しかし、今

その一人を見つけるのも容易ではありませんから、それは断念した方がよさそうです。あなたが首尾よく人を雇えるよう祈っています。……追伸、この国では三年間その立派な人格と能力を発揮した人は、契約を打ち切られることを心配する必要はありません。もしその人が更に長く滞在することを希望するなら、そのようにできます。¹¹⁾と、以前に提示した好条件を上回る好条件の提示をするものさえ現れ、

⑥1871年7月20日付のJ. M. フェリス師宛の書簡の「肥後行きの人はどうなっているか」という問題です。来任が遅れているので、先方の人々は非常に心配しています。もしわたしにその人物の姓名、来日の予定などがわかっておれば、いろいろな事情がはっきりするのですが、……現在わたしがお願いできる権限は次の諸点だけです。すなわち外人教師を招聘する場合の条件として旅費は当方持ち、三ヵ年契約で住宅付で、家賃はなしです。当地では男一人、または妻帯者はそれぞれ一年間に1000ドルから1500ドルで生活することができるでしょう。それで、2000ドルの俸給があれば、年間500ドルまたは800ドルの貯金ができるのです。本国で1000ドルの収入がある人は、結局1800ドルそこの収入となるでしょう。ご面倒でも尋ね合わせて、わたしにお知らせ下さい。……肥後へのよい便りを望みます。¹²⁾と、肥後への赴任がかなりの貯蓄を齎すという経済的利点を強調する嘆願にも似た依頼を行うものになり、

そしてついに⑦1871年8月22日付のJ. M. フェリス師宛の書簡で「明後日キャプテン・ジェーンズを迎える予定です。わたしは彼を当地に引き留めることはできません。しかし彼のために、最初提案していた条件よりも、はるかによい条件を肥後で得ることができました。きっと彼は満足してくれるでしょう。¹³⁾」と、Capt. Leroy Lansing Janes の来日の実現を語っている。①～⑦の書簡がヴァーベックが開成学校教頭の地位にあり、学校の整備とともに教育行政の制度の確立に携わっていたとはいえ、長崎滞在中の教え子や知人が新政府で要路を占め、その関係から公議所とその後身である集議院の会議に列席し、新政府の施策の確立のために、例えば著名な「ブリーフ・スケッチ」や「信教の自由に関する覚え書き」を大隈重信に提出するなど寸暇を惜しんで日夜奮闘していた時期でもあった。多忙を極めるこの時期に横井太平の「米国の非役士官」が熊本洋学校の教師に適任であるとの強い要請と新日本建設には不可欠な援助者・指導者・教師として「当局者が信頼できる人物を求めるならば宣教師を招聘すべきであることは、彼等もよく承知しておるのです。そしてれわれの国にはわたしたちを支持する正直で尊敬すべき人物が国外にもいることを彼等に証明したい」との熱情が彼をしてかほどまでに一地方の藩立学校の教師招聘に奔走させたのである。

熊本洋学校の濫觴は1864（＝元治元）年の御軍艦操練所（「御軍艦所」とも称した）を設置し、洋式とくにオランダ式海軍の充実を計ったことに求められる。その運営に与ったのは、牛島五一郎・小野敬蔵・太田黒権作らであった。¹⁴⁾この御軍艦操練所は、軍事的

目的が濃厚であった。熊本洋学校設立が問題化する「廃藩置県」後の少参事（後に権参事）山田武甫が牛島五一郎の弟であり、御軍艦操練所の洋学教育の指針が熊本洋学校教育に引き継がれていった。

1868年（＝慶応4年ないし明治元年）に、「世の進運に従って、洋學の必要を感じ、文久年間〈1861～1863〉より東京長崎等へ、洋學修業の為に書生を派出せしめてあつたが、青年の旅住居は、弊害も續々輩出して、其成績が餘りよくないとて、洋學所を熊本に設置し諸處の留學生を召喚するのがよいとの議が起こった。さて長崎留學生の引廻役であった、岡田攝藏という人を教師とし、洗馬町の商店梓屋の家を借受けて教場を設け、熊本洋學所と称し、生徒を養成することとなった。¹⁵⁾」洋學所の設置には、時習官訓導等は建白書を提出した。それは次のようなものであった。

銃礮船器械等之術は、西洋其精微を究め候得ば、今日の時勢に至り、其術を研究いたし、其長を取、短を補候者、不可缺之要務、一刻も急に洋學御取起被爲在度儀は、勿論之事に奉存候。然共、於學校（時習館）中稽古致候儀、何程に御座候哉、勿論彼之教法御採用には無之、射御書數同様一技藝と申處より、御究とは奉存候へ共、聖賢之道を講候御所柄に於て横文字を披、多人數洋音に而讀之候事、學校之體裁を失ひ、人氣立動揺を招而已ならず、尤可恐處は、器械度數、彼か精巧に服候得者、自然と彼を尊之心差起り、教法をも信用に至候は、必然之事に候、

且天下一統洋學次第に開け、兵制衣服風俗も漸々彼に倣候へば、積る處洋教盛に行れ、聖教を害候様に相成、其勢之所不免、學校中に茂時移り人換り、間には我守る所を棄、洋學館中に被立置候上は、活眼の見識と唱へ、洋教主張致候様に相成候半も難計、其節に至り邪教根本に議起り、聖教一時に拂地、邪教之學校と相成可申候者、不待智者して知る所に而御座候、依て館外可然處に御取立被爲在候而、第一教法之禁嚴重に被建置候旨、屹度被仰出置、入學校より洋學技藝之末と判然相分、人々本末輕重を相辨へ所向定、疑惑動揺に至候憂は無御座候、

縱令邪教天下に流行いたし候而も、御國丈々屹不動、狂瀾砥⁷⁷權と相成申哉、萬々一天下一統流れ懸候而、御國も淪胥いたし候而も、學校御取潰不被爲在内は、人々學校は孔孟之道學候御間柄に相心得、聖教衰頽に至、告朔餼羊同様に相成に而も、百世之後尚再興之爲にも相成可申奉存候、彼是思召後來之關係不少と奉存候間、不差置申上候事、

慶應四¹⁶⁾戊辰四月」

この意見書の趣旨は、「洋學は今日の時勢、彼の技術を研究する上に必要であらう。されど聖賢の道を講究し、心性を陶冶する場所柄にて、蟹文字の書を披き、駄舌を以て讀立つるは、體裁悪しく、且從來邪教を嚴禁し、諸民には影踏などを行はせ居たるに、今洋學せしめば、漸次洋教に心酔して、之を主唱し、孔孟の道は、地を拂うに至らんかも

計り知れずとて、時習館内にて教習せしむる事に反対し、且つ他所にて教授するにしても、只技術を研究する為めの程度に止めて、彼の教法に浸潤して、邪蘇を信するに至らざる様に、¹⁷⁾「嚴禁して置きたし」というものであった。この建議が、当局を動かし、洋学校は時習館の一科でなく、洗馬町に開設されることになったのである。

時習館訓導の洋学校開設への negative な姿勢を背に開校された洋学校ではあったが、長崎に洋学候業の為の留学中の野々口爲志を呼還して、誘導方に任命して発足した。教師の岡田攝藏、誘導方の野々口爲志の両名は、学生を勧誘して居たが規模も甚だ小さく、彼らにとっても満足のゆくものではなかったといわれている。

細川韶邦の隠居、護久の熊本藩知事就任に伴って、藩政の改革がおこなわれ、藩政の要路は「実力派」によって占められることとなった。この藩政の改革の中で教育事業に対しては次の様な処置が取られた。

達

- 一 學校、再春館、及郷學校、洋學校は暫疊置、
- 一 兩榭並犬追物は廢止

右之通被仰付候條左様相心得此段可達事

明治三年七月九日 ¹⁸⁾ 藩廳

学生、教師等には次の辞令書が公布された。

時習館居寮生 八十八人

右時習館居寮御疊置に付都而被免

洋學倡方 二人

洋學所居寮生 二十八人

右洋學所御疊置に付都而被免

再春館居寮生 不分

右再春館居寮御疊置に付都而被免 ¹⁹⁾

洋學倡方の二人とは勿論岡田・野々口の両氏である。岡田・野々口の両氏の勧誘が効を奏したのか洋学所には居寮生だけでも28名の学生を抱えていたのである。

この達で暫疊置された、學校・再春館・洋学所は藩政の教育担当者の議論を経て「皇漢學の再興は、藩士等の私設に任せ、洋學所は再開せねばならない」²⁰⁾との結論が出され同年11月には

達

洋學所入學之議に付別紙規則書一通差遣候條、入學之面々右之心得を以、支配方々々々へ可願出候、此段如每可達事、

十一月十四日 ²¹⁾ 藩廳

方今洋學日に開、此道に志す人も、亦日を追て相増といへとも、洋學眞意を學び得

る人なきは、全く洋學之道不明によれり。去は此學を起すには、斯道を得ると (の)、學館を設さる事を不得、故に今般於藩内、新に洋學所を設け、教師を萬里の外より招、童蒙をして主一に修行之道を立て、所謂小學校の教を施し、根底を定め、各長所にしたかひ、萬科 (課) 之學に進る事、最洋學の大事なれば、専ら彼規律に頼り、常住座臥、不倦不撓之眞才を生し、集而大成の日なからんは、洋學の眞實 (意) を失う而已ならず、弊害不可救に至る事然たり、是新に洋學所を設るの大綱なり、依之藩内之士民秀才を選び、先試に五十人の生徒を集め、教養之道を立て、三年を一期として入學を許し、夜白勉勵せしめんと²²¹の御主意に候得は、有志の面々左の規律を會得いたし、入學願出候は、可被差許候事

- 一 學業規律は教師來着商議の上、確定可致候得共先仮に左の通
- 一 童蒙をして洋學のみ教導致候へは、専ら洋書課業のみに長し、孝貞忠信を忘れ、漢籍に疎く相成により、漢籍の教導を立て、毎日時限を分ち教導すへき事、但習書勿論の事
- 一 入學諸生十五歳以下十歳²²¹までを限り、其の才を撰む爲め、左の科目を立て、臨讀の試を遂け入學可差許事
 - 一 四書二經 十歳より十一歳まで
 - 一 左傳史記 十二歳より十三歳まで
 - 一 綱鑑通鑑 十四歳より十五歳まで但生徒漢籍科目、歳限等相立候儀、有志の情を欠くに似たれとも、学科の設け十年の日月を經るにあらされは、成業を見る事不能、且十六歳以上は大人の部にて、彼の語音に移ること難く、是れ小學校の本意を失ひ却って杆格を生するの訳なれば、本行を以て規定とすへき事
- 一 入寮生外出は日曜日毎に漢籍講釈も可許事
 - 但夜五ツ時帰寮の事、若門限を逾すものは追寮可致事
- 一 入寮生は漢籍科目によつて、撰て、英書之試みを経て可許事
- 一 規律に背き、追寮を受候ものは、再び入學不相成事
- 一 外生通學も洋學傳習科目成否試みの上可許事
 - 但傳習之席を欠き候もの其科を可省事
- 一 入寮生休業時限は、身体運動緊要なれば、寮長の指揮に随ひ、其場を撰み、各身体を養ふへき事
 - 但休業時限は傳習科目相立候上確定可致事
- 一 入寮生並役掛及外生之面々用談に罷出候節は必応接の間にて可辯事
 - 但傳習時間に応接を禁す、もつとも寮中へは外人の入込堅禁止の事
- 一 入寮生尊長急病の節は父兄父兄より寮長に相届、指揮に随ひ出寮の事

一 入寮生病氣の節は治療所の診察により、療治を可加事

洋學所入學手數

漢學何々素讀濟

父兄名付

何々當時讀方仕候 或ハ仕度 何之何某 何歳

右の通に付洋學所入學爲仕度奉願候

前件の稜々篤斗思惟を加へ、入學有志の面々は手數書の通筋々へ可願出事

一 洋學所出入は一般艦札を以て可相改事

一 入寮生は暑寒二季休業前精粗の試可致、且新に入寮候此二季休業中試を経て可許事

但人寮生帰省は、本行休業の外不相成候事

右の外開業の時に至り、確定可致、尤學則塾則等は入寮の節可示事²³⁾

この洋学校設立の達文等から、構想されている洋学校の性格が浮き彫りになってくる。

第一に「此學を起すには、斯道を得ると、學館を設ざる事を不得」と洋学専門の教育機関の設立を不可欠としていることである。藩政改革に伴う教育諸機関の暫時閉鎖（＝學校、再春館、及郷學校、洋學所は暫置置という措置）が「実学党」が藩政の要路を占めて行われ、更に「実学党」の人々の藩議で「漢學の方は、多年の御奨勵に依りて、今や家中に普及して居るから、師範家にも乏しくない。藩力を以て世話せずとも、私に其々勉學することは出来る。洋學の方は是に反し、藩の力を以て奨勵せねば、熊本にて修業することは不可能である。」²⁴⁾と、洋学教育の指導者不足を主たる理由に「皇漢學の再興は、藩士等の私設に任せ、洋學所は再開せねはならぬ」²⁵⁾との藩議を作り上げた上での方向付けであった。この背景には「学校党」と「実学党」の長年に亘る抗争があり、「皇漢學の学校の私設化」は「実学党」による「学校党」の追い落しの画策でもあった。

第二に「新に洋學所を設け」と洋学専門教育機関として独立性をもつ学校を構想し、更に従前の「洋學所」とは切り離されたものを設立しようとしていることである。従前の「洋學所」が藩の學校（＝時習館）と切り離されたものであったことをふまえつつ、敢えて「新に洋學所を設け」と強調するのは従前の洋学所教育の限界を打破し、新機軸を構築しようとする姿勢の現れであり、従前の洋学所の運営に当たっていた岡田・野々口の両名の指導の至らない点に手を染めようとする現れでもあった。

第三に「教師を萬里の外より招、童蒙をして主一に修行之道を立て、所謂小學校の教を施し、根底を定め」としている点である。第二の点の「新に」の強調と密接に関連している。この洋学所の教育の重点を先ず第一に洋学の基礎教育を行う事と定めており、「童蒙をして主一に」と若年者教育を主眼とし、その基礎教育を「外人教師」の手で進めようとしていることである。熊本での洋学教育の推進者であった野々口の長崎遊学の「晩

學のことゝて、進歩の遅々たる²⁶⁾という感慨を教訓に、「若年者に基礎から外国人による指導の下での教育」という方針が採用されたものである。

第四に「各長所にしたかひ、萬科之學に進る事、最洋學の大事なれば、専ら彼規律に頼り」と生徒各自の適性に依じてあらゆる科学を勉学させようとしており、生徒の適性を外国流の方式で見極めようとしている点である。この生徒の個性の尊重の方針は、学校(=時習館)の「教科用書は、孝經、大學、中庸、論語、孟子及び五經等の素讀を句讀齋に於て授け概ね左傳を獨讀し得るに及んで蒙養齋に移し、稍や文義を解するを撰んで講堂に轉昇せしめ、爾後、文選、國語、史記、漢書、綱鑑、通鑑等各欲する所に随つて獨看せしめ、小學、近思錄、四書、五經及び左傳等の會讀は訓導之を掌り各々書籍を定め講義を生徒に聽聞せしめ、又は一生徒をして講義せしめ互に講習討論し、決を訓導に取る等種々に方法を設く²⁷⁾」と素讀、講義、會讀と種々の教授方法は採用されていたものの、その教材は「孝經、大學、中庸、論語、孟子及び五經」等の素讀に始まり、「小學、近思惟、四書、五經及び左傳」等の會讀に至るものとされ、僅かに獨習すべき文選、國語、史記、漢書、綱鑑、通鑑等の選択に自由が認められるという、いわば「画一的なものに比べると自由主義的なものであったといえる。

五番目に「藩内之士民秀才を選び」と入学生を武士に限定せず、広く藩内士民としていた点である。既に学校(=時習館)も1752(=宝歴2)年の設立時に出された達文に「知行取の子弟、中小姓の嫡子凡士席以上は大小身の差別無く、時習館及両へ可罷出候、輕輩陪臣たりとも拔群の者内膳承届罷出候様申附候、農商も同斷²⁸⁾」と定め、その門戸を武士に限定しなかったという良風を継承したものである。洋学の基礎教育機関ではあるもののその入学生の選抜に際して「秀才を選び」としていることは、学校の入学者選抜に輕輩・陪臣・農商に対しては「拔群の者」としていたことを踏襲したものであろうか。俊才に対する洋学教育が藩の将来に通ずるとの意図が窺い知れる。その入学生の選抜であるが、以下の方法を採用している。

- 一 入學諸生十五歳以下十歳までを限り、其の才を撰む爲め、左の科目を立て、臨讀の試を遂け入學可差許事
 - 一 四書二經 十歳より十一歳まで
 - 一 左傳史記 十二歳より十三歳まで
 - 一 綱鑑通鑑 十四歳より十五歳まで

但生徒漢籍科目、歳限等相立候儀、有志の情を欠くに似たれとも、学科の設け十年の日月を経るにあらされは、成業を見る事不能、且十六歳以上は大人の部に於て、彼の語音に移ること難く、是れ小學校の本意を失ひ却って杆格を生ずるの訳なれば、本行を以て規定とすへき事

年齢に応じてそれにふさわしい漢籍を定め、臨讀によってその学力を判定したことで

- 35) ジェーンズは科学的知識を獲得するための前提として語学教育は、特定の（＝熱意ある）学生に対する限定的なものであり、現地で使用される言語の語彙の拡充と構造的変化が不可欠であると指摘した上で（Capt. L. L. Janes, Op. Cit p. 26）、体系的で訓練的な学習であり、自由教育であらねばならないとし（Capt. L. L. Janes, Op. Cit p. 29）、日本人に困難な音の発声についても母音台形や口腔の各部位を示す図によって行い、その上で e-1、e1、e-1、Ja、Ja、J-a、the、this、those、zis、zese、zose と類似音の区別を念頭においた訓練を自発的に行わせ、英語のアクセントと日本語のアクセントと区別をとらえて、ストレスをあたえることを可能にしていった。その成果が卒業生の内十数名が後に渡米してアメリカで演説をしたが、英語を母語とする人々以上に美しい英語を操ったと述べている。（Capt. L. L. Janes, Op. Cit pp. 39～40）

を介して英語文化圏からの新技術・新知識の吸収をするために英語の「読む・書く」の能力の育成にのみ重きを置く教育（＝変則教育）とが考察されたが、その両方を彼は要請されていると認識していたのであろう。厳格な英語教育に尽きないものを熊本で試みようとしたのである。

註

- 1) 宇野東風 「我觀熊本教育の變遷」 46頁
- 2) 宇野東風 前掲書 44頁
- 3) 宇野東風 前掲書 46頁
- 4) 宇野東風 前掲書 46頁
- 5) 宇野東風 前掲書 47頁
- 6) 宇野東風 前掲書 47頁
- 7) 高谷道男編 「フルベッキ書簡集」 183～4頁
- 8) 高谷道男編 前掲書 186頁
- 9) 高谷道男編 前掲書 190頁
- 10) 高谷道男編 前掲書 194頁
- 11) 高谷道男編 前掲書 195～196頁
- 12) 高谷道男編 前掲書 203～4頁
- 13) 高谷道男編 前掲書 206頁
- 14) 杉井六郎 「熊本洋学校」72頁（同志社編 「熊本バンド研究」所収）
- 15) 宇野東風 前掲書 37～8頁
- 16) 宇野東風 前掲書 39～40頁
- 17) 宇野東風 前掲書 40頁
- 18) 宇野東風 前掲書 42頁
- 19) 宇野東風 前掲書 42～43頁
- 20) 宇野東風 前掲書 44頁
- 21) 宇野東風 前掲書 45頁
- 22) 宇野東風 前掲書 45頁 但し()は杉井論文の引用する「改訂肥後藩国事史料卷十」によるものである。
- 23) 「改訂肥後藩国事史料卷十」 692～4頁（前掲杉井論文74～5頁より孫引）
- 24) 宇野東風 前掲書 44頁
- 25) 宇野東風 前掲書 44頁
- 26) 宇野東風 前掲書 38頁
- 27) 下田一喜 「稿本 肥後文教史」 203～4頁
- 28) 下田一喜 前掲書 195頁
- 29) 「改訂肥後藩国事史料卷十」648頁（前掲杉井論文73頁より孫引）
- 30) 同上 875～6頁
- 31) ジェーンズ自身は、熊本への招聘を公的で、軍事制度を改革する必要から、ウェスト・ポイント・アカデミーの卒業生で南北戦争での従軍経験をもつ者として選ばれたとしている。（Capt. L. L. Janes “Kumamoto — an Episode in Japan’s Break from Feudalism —”
- 32) 『日本教育史資料三』 220～1頁
- 33) 県立図書館所蔵藩庁文書『雑款 明治五年』 17/ 1（前掲 杉井論文103～4頁より孫引）
- 34) 『日本教育史資料三』 221～2頁

らジェーンズは既に学則を成文化し、それを普遍性をもつものにとらえてたと察せられる。この文書はその学則の核心部を解説したものであろう。この建言書において彼は、どのような洋学教育を構想していたであろうか。

第一に第二項で「學業進達ノ年限、少クモ先四ヶ年ヲ以テ卒業ノ期トスヘシ」とその雇傭期間が三ヶ年と定められていたにもかかわらず、洋学小学校の修業期間を四ヶ年としていることである。第六項で「此後ノ教師ト雖モ、我設ケシ學則ニ基クヘシ」としていることを彼の退任後に着任する教師をも拘束しようとする規定を見ても、小学校課程を四年間必要だとする彼の考えに自信をもっていただと思われるし、僅か三ヶ月の教育の中での手応えをこのような形で表明しているものであろう。

二番目に授業時間であるが、午前・午後各2～3時間とし、それで不十分の場合は「六時或五時ヲ加フヘシ」とほぼ全日に亘る授業を考えていたようである。そしてこの授業時間以外に「漢學」の授業が加わったのであり、洋学のみで一日6時間以上の授業を行うことを必要と見做していた。

第三に生徒総数二百人としているが、第五項で「猶次年ニ至リ、中學ノ生徒総数計二百人ニ及フトキハ、又別ニ一員ノ補助ヲ命スヘシ」として生徒数二百人の第四年度に至って初めて一人の補助教員を置くことを考えていたのであり、教育の全課程を彼一人で進めようとしていることである。これと関連して第六項に「學業一般ノ整立、否ヤヲ論スルトキハ、教師ニ関係スヘシ」として、進級・卒業の判定を教師の教育上の権限と見做していることである。更に第八項に「學業ノ運ビハ、殊更嚴密ニ及ハズ、唯予カ研究スル処ノ宜キヲ謀テ行フヘシ」定めるとか第九項で「學生ノ内、學業ヲ全ク終ヘ難キ者モアルヘシ、然ルトキハ、見込ヲ以ツテ其要領ヲ与フヘシ」とかに示されるように教育課程の編成やその運用上の権限を確保し、また生徒の能力を斟酌して見込みで要領を教えて成業に見做し得る権限（＝教育的配慮）を留保しようとしていることである。一地方の教育機関であるとはいえ、教育上の一切の権限を掌握していたのである。

第四番目に、彼は二種類の教育を必然のものと捉えていたことである。第一一項に規定する「茲ニ二種ノ目的ヲ設ケテ、之ヲ得ン事ヲ欲ス。第一ハ、生徒上級ノ學科ヲ得テ、能キ教導トモナリ、且外邦人使用ノ為メ、正キ英語ヲ以テ、和語ニ翻譯ヲ得サスルヲ要ス。第一ハ生徒ヲシテ官府ノ要務ヲ達シ能フヘキカヲ得ル迄、教師ヘ委任シ置キ、而シテ、和語文字（學）ニモ通曉シ、就中、他ノ學科ニモ注意ヲ同シテ勉ムル事專要ナリ」がそれであるが、上級学校へ進学し英語を駆使しうるための教育と、官府の要務の遂行のために必要な知識・技術の習得の教育である。正しい英語の能力の育成に重点を置くものと英語を学ぶこと以上に外来の知識・技術を習得するという実用的な要請に応えるためのものである。英語教育（語学教育）という側面に限って論ずるならば、「聞く・話す・読む・書く」という全面的な英語力の育成を意図する教育（＝正則教育）と、英語

- 一 學業進達ノ年限少クモ先四ヶ年ヲ以テ卒業ノ期トスヘシ。
- 一 傳習ノ時刻ハ午前三時間午後三時（間）或ハ二時間ト定メ其餘時ヲ要スルトキハ尚六時或五時ヲ加フヘシ。

但漢學ノ時刻ヲ除ク。

- 一 中學校ノ備ヲ為ストキハ必生徒ノ員數總テ二百人ニ及フヘシ。今現在ノ生徒五拾人ヲ教育シ來年ノ後例年新ニ五拾人宛ノ幼生ヲ入學セシメ且當時ノ傳（習）生其學業ノ期限ヲ卒ラバ是ヲ昇級シテ交代セシメ毎年學業試験ノ上新ニ入學ヲ許スヘシ。
- 一 來年ヨリ凡ソ一ヶ年ノ間中學傳習ノ補習ヲ要セス年末ニ至リ一員ノ補助ヲ設ケ是ヲ他ノ學級ニ施スヘシ猶次年ニ至リ中學ノ生徒總計二百人ニ及フトキハ又別ニ一員ノ補助ヲ命スヘシ。
- 一 學業一般ノ整立否ヤヲ論スルトキハ教師ニ關係スヘシ。而シテ此後學校ノ進歩ハ吾ト此後ノ教師ト一致ノ然ラシムル處ナリ。

但此後ノ教師ト雖モ我設ケシ學則ニ基クヘシ。

- 一 此後別ニ教師雇入アルトキハ吾其委任（責任）ヲ請ケ其人質ヲ能ク察（糺）シ教師タルヘキ人物ヲ選舉スルノ御免許ヲ希望ス。

但日本學校ノ盛衰興廢此一舉ニ基クヲ實知セリ且予カ愚考ノ如ク周旋ヲ為ストキハ官府ノ為メ至極宜カルヘシ。

- 一 學業ノ運ヒハ殊更嚴密ニ及ハス唯予カ研究スル處ノ宜キヲ謀テ行フヘシ。
- 一 學生ノ内學業ヲ全ク終ヘ難キ者モアルヘシ然ルトキハ見込ヲ以テ其要領ヲ與フヘシ。或ハ官府ノ命ヲ以テ其變革ヲ施スモ計リ難シ併シ一旦開業ノ運ヒハ是非其業ヲ卒ルヲ要ス決シテ中途ニシテ變スヘカラス。
- 一 規則ノ要ハ寧嚴格ニ施スヨリモ學生ヲシテ其規則ニ恭順スルノ心ヲ起サシムヘシ。仮令ハ規則第五ヶ条ニ顯ス如ク學生ハ都テ恭敬温順ノ風習ヲ得ルヲ要トス。
- 一 茲ニ二種ノ目的ヲ設ケテ之ヲ得ン事ヲ欲ス。第一ハ生徒上級ノ學科ヲ得テ能キ教導トモナリ且外邦人使用ノ為メ正キ英語ヲ以テ和語ニ翻譯ヲ得サスルヲ要ス。第一ハ生徒ヲシテ官府ノ要務ヲ達シ能フヘキカヲ得ル迄教師ニ委任シ置キ而シテ和語文字（學）ニモ通曉シ就中他ノ學科ニモ注意ヲ同シテ勉ムル事專要ナリ。
- 一 此後學校盛大ニ趣クト雖モ我給料等ノ加増決シテ願フ處ニ非ス唯學校ノ基礎ヲ固シ漸次高大ノ勢力ヲ得恩報ノ一助トモセン事ヲ願ヘリ。
- 一 我既ニ厚待ヲ蒙リ今日傳習ヲ為シテ學生ノ感得ヲ見ルニ實ニ學校ノ目的終ニハ大學ノ昇級ヲ得ルノ譽ヲ成シ屹度後日官府ノ有益トセン³⁴⁾。

この文書の第一項但書きの「此規則ヲ附与スヘシ」とか、第六項但書きの「此後ノ教師ト雖モ、我設ケシ學則ニ基クヘシ」とか、第一〇項の「規則第五ヶ条ニ顯ス如ク」か

あり、また16歳以上の者は「彼の語音に移ること難く」として入学を認めなかった。この選抜方法は「漢籍の読解力」を基本と見做すものであり、また語音の学習を重視している点で注目に値する。漢籍の読解力については、当時の教育が漢籍の教育に尽きるものであったというものの「学習の転移」の面から考えれば極めて合理的なものであり、また語音の習得も理に合ったものといわねばならない。「外人教師に固執する」理由もこうした点にあったというべきであろう。

六番目に「童蒙をして洋學のみ教導致候へは、専ら洋書課業のみに長し、孝貞忠信を忘れ、漢籍に疎く相成により、漢籍の教導を立て、毎日時限を分ち教導すへき事、但習書勿論の事」と「漢籍の教導を立て、毎日時限を分ち教導すへき事」と「孝貞忠信」の教育のために漢籍の学習を義務づけている。「東洋道德、西洋芸術」という「採長補短」の精神での学習姿勢を要求していたのであった。

七番目に優秀な生徒を居寮生に選抜していることである。その選抜は「入寮生は漢籍科目によって、撰て、英書之試みを経て可許事」と漢籍の読解力と英書の読解力の試験が用いられている。洋学校の教育を居寮生を中心に進めていこうとする意図の現れであり、秀才を二六時中洋学の学習に専念させようとしたものである。

八番目に規則の要綱は以上の通りであるが、採用する外人教師の教育指針を重んじる姿勢が「學業規律は教師來着商議の上、確定可致候得共先仮に左の通」として、教師の姿勢に待つところが残されていることである。洋学校の基盤が定まらないとはいえ、「商議の上」学業規律を確定するということに採用される教師の人格に全幅の信頼を託していたのである。横井太平とヴァーベックの斡旋によって教師を選任することになるが、驚くべき大胆さであったといえよう。

洋学所はこのように新たな形態で1870（＝明治3）年閏10月に実質的に再開された。だが、「學業規律は教師來着商議の上、確定可致候得共先仮に左の通」とあるように、「西洋教師の着任までは、殆んど有名無実であった」といわれられていた。後に洋学校生徒となった余田司馬人は、彼は1869（＝明治2）年3月以来藩庁から通弁修業のため長崎留学を命じられていたが、1870（明治3）年10月、「且又其地え被差越置候遊学生之儀永滞留は不宜哉之趣にも相聞、其上不遠洋学校も被建置候事ニ付旁惣引拂²⁹⁾」との熊本藩長崎詰役人の庄村省三への通牒に見られるように、他の長崎留学生一同とともに熊本に呼び帰され、洋学校入学を命じられた。「人々同行にて長崎を發足し、途中日見峠にて、は白雪の皎々たる踏分けて帰藩した時は、熊本にては生徒募集も終っていた。其数五十名、是れが熊本に於ける入学試験の嚆矢であらう。其内長崎より帰った十名余のものは、皆居寮を命ぜられ、官費寄宿生となった。学科は英語教員は居らず、只漢文科の教授のみであった³⁰⁾」

このような中で Capt. L. L. Janes は熊本洋学校の教師として着任したのである。彼の³¹⁾

着任によってこの教育機関の性質が一変したといわれている。ここで彼の雇用に関わる二通の文書（契約書と約定書）で彼がどのような立場に置かれたかを見てみよう。

契約書

一 カピーテンチェーンズ氏ハ熊本在留中ハ勤務游歩ノ差別ナク道案内且ツ不虞ノ變ニ備フル為メ兩人或ハ三人ノ士ヲ可差添事。

但外行ノ節ハ学校中役方へ相届ケ可申且カピーテンチェーンズ氏部屋へ出入ノ者ハ学校中役方ヨリ案内致シ候者ノ外用捨ノ事。

一 カピーテンチェーンズ氏熊本着學則ヲ立テ生徒精撰開業可致事。

但シ傳習所作事中假ニ場所ヲ設クヘキ事。

一 條約満期三ヶ年ニテ暇差遣シ候カ又期延致シ候等ノ義ハ六ヶ月前雙方ヨリ申出可及談判事。

一 洋学校生徒總括ハ熊本政府ニ属スヘシ。

一 カピーテンチェーンズ氏傳習一日中五時間ト定ムヘシ而シテ暑中休業一ヶ月ヨリ少ナカラス寒中休業二週間ヨリ少ナカラス（但十二月二十五日ヨリ正月十四日迄ヲ限り）毎月休日ハ日曜日ト定メ其他熊本縣大祭日（六月八月）各一日休暇タルヘシ此餘臨時ノ故障ハ其時談スヘシ。

但シ西洋キリストマス祝日ハ休業。

一 學校生徒學則ハカピーテンチェーンズ氏ニ委任スト雖モ習來ノ風俗ヲ變化シ且國學ヲ勸ムル為傍ラ漢學ノ教導ヲ置候得ハ日用塾則等ハ適宜商議ニ及ヒ決スヘシ。

一 カピーテンチェーンズ氏部屋付屬ノ庭園狭少ナレハ日々ノ逍遙運動等家屬一同學校中ノ庭園游歩不苦事。

一 カピーテンチェーンズ氏部屋付屬ノ家財器具在合ノ品ハ飾り附ノ儘貸渡スヘシ。尤モカピーテンチェーンズ氏物好ノ品ニ仕替等ノ義ハ自費タルヘシ且諸器財損傷致候共仕繼ノ談判ニ及ヒ難シ。

一 長崎取遣ノ書翰或ハ品物運送ノ義ハ學校役方ヨリ調達可致候ヘトモ其賃錢等ハ自己出金ノ事。

但熊本縣官物ト雖モ無賃錢ノ物ナキ故ナリ。

一 カピーテンチェーンズ氏熊本着三日ノ後ハ自炊ノ事。

但熊本ハ未タ食物等充分相整不申候ニ付當惑ノ件々可有之是等ハ學校役方ヨリ如何程モ周旋可致事。

一 カピーテンチェーンズ氏熊本滞在條約期間中商法スルヲ禁ス。

但東京大學ノ或教師商法ヲ致シ混雜ヲ生セリ然後此ノ禁ヲ出セリ熊本縣ノミ此ノ法ヲ立ルニ非ス 右ノ外雙方不辨利ノ事件ハ時宜ニ應シ商議ニ及フヘキ也。

明治四年八月廿三日

野々口又三郎

兼坂諄次郎

竹崎律次郎

通辨 玉名純一

右ノ面々列席談判相濟候事。³²⁾

約定書 (=「熊本県権大参事有吉立愛ト米利堅国カピテーンゼーンズ氏ト約定右之通)」

第一条

- 一 カピテーン、ゼーンズ氏三ヶ年間肥後熊本ニ在留セシメ、英学小学校ノ教授ヲ可任事。

但教導之儀ハ、明治四年辛未八月下旬(西歴1871年10月初旬)熊本着、学校長官ノ人□從ヒ、開業ノ日ヨリ、来ル明治七年甲戌八月下旬(西歴1874年10月下旬)マデ三ヶ年日数、相満ルヲ以テ期トスベシ。

第二条

- 一 カピテーン、ゼーンズ氏小学校教授勤務中、給料一ヶ月四百ドルラル宛、毎月末可相渡、且本国ヨリ呼取候旅費相渡シ、年限畢テ帰国ノ旅費不相渡候事。

但兵事ニ任用スルトキハ給料変革スベシ。

第三条

- 一 カピテーン、ゼーンズ氏ノ為、西洋製造ノ住宅ヲ設ケ、可相渡、且食料家財召遣等ノ儀ハ同人自己可相弁事。

第四条

- 一 於熊本県庁混雑ヲ生シ、或ハ国乱トカ、據ナキ事情ニテ、条約期限前ニ暇遣ストキハ、期限迄ノ給料相渡、若シ、カピテーン、ゼーンズ氏子細有テ、是非暇ヲ願フトキハ、其日迄ノ給料ヲ相渡事。

第五条

- 一 カピテーン、ゼーンズ氏教導氣儘ニスルカ、或ハ勤ヲ怠ルトキハ、年限中ト雖モ、可暇遣事。

但給料ノ儀ハ暇遣シ候日迄ヲ可相渡。

第六条

- 一 カピテーン、ゼーンズ氏条約期限内、若発病或ハ恠我等彼自己ノ事故ニ依リ勤務難成トキハ、其事故ノ起リヨリ六ヶ月ヲ経テ暇遣スベシ。

第七条

- 一 カピテーン、ゼーンズ氏夏時一箇月、冬時半ヶ月ノ休暇中、家属ヲタツサヘ、長崎往復ノ自由ヲ得、毎月日曜日ハ休日タルヘシ。

但往復ノ費用ハ自費タルヘシ。

右約定書同文ニテ、三通相認、一通宛双方ニ留置、一通ハ外務省へ差出可申事。

Capt. L. L. Janes と熊本洋学校(1)

明治四年辛未七月二十七日 熊本県大参事 有吉立愛
於東京 西暦一八七一年第九月十一日

米利堅国陸軍
カピテンゼーンズ

右カピテンゼーンズ氏記名一覽致候

於東京 一八七一年第九月
米利堅岡士³³⁾

契約書第二号に「カピーテン、チェーンズ氏熊本着、学則ヲ立テ、生徒精撰、開業可致事。」とあり、同第四条の「洋学校生徒総括ハ、熊本政府ニ属スベシ。」および第六条の「学校生徒学則ハ、カピーテン、チェーンズ氏ニ委任スト雖モ、習来ノ風俗ヲ変化シ、且国学ヲ勸ムル為、傍ラ漢学ノ教導ヲ置キ候得ハ、日用塾則等ハ、適宜商議ニ及ビ決スベシ。」という留保条件は付けられてはいるが、「学則の制定、生徒の精撰」を委任した上での「開業」すべきことを規定しており、教学の基本部分を雇傭教師へ委任したという「大胆な」契約であるといえよう。この契約書には1. 雇傭期間、2. 雇傭料、3. 雇傭者および被雇傭者の署名捺印、4. 契約調印の場所等が不備であり、正規の「契約書」とは言い難いが、洋学所の運営責任者とジェーンズ氏との学校運営に関わる「申し合わせ」として取り結ばれたものである。

これに対し、約定書は「契約書」に見られる書類としての不備を解消し、雇傭者と被雇傭者との正規のものといえる。約定書に示されているジェーンズの任務は、1. 英学小学校の教授と2. 必要の際の兵事任用の二点であった。だが、次に示す二つの報告は彼の担当する職務の変更を示すものである。その一は「癸酉（=明治六年）二月二十三日進達」の白川県から政府に提出された雇入外国人の報告では「英学……」とされているが、もう一つの明治九年四月六日付で熊本県より正院宛に出された「備入外国人明細御届」では「英語普通學教師」となっており、当初の三ヶ年の契約が延長され、明治九年十月までと変っている。雇傭期間の延長はさておき、教師としての位置づけが「英学小学校教師」から「英学教師」更に「英語普通学教師」と変化している。これはジェーンズの教育が熊本の地で着実な成果を収めた事を示すものである。

さて、学則の制定、生徒の精選を委任されたジェーンズはどのような構想でその任に当たろうとしたのであろうか。彼は着任約二ヶ月後の後の十月二十一日付で熊本県庁に対して建言をしている。

今茲ニ學校ヲ建テ後日ノ運ヲ謀ルニ先学律ヲ設ケ其順序ヲ定メ之ヲ施行スル事第一ノ急務ナリ依之其趣意ヲ遂一解キ明シテ官府ノ参考ニ備フ

- 一 若シ我愚見ノ趣意官府ニテ御採用アルトキハ其議定ニ随テ規律ヲ立ツヘシ。
但何處ニテモ同シ學校ヲ設クル事アルトキハ通常此規則ヲ附与スヘシ。